

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十二第

行發日一月四年四十四正大

論 叢

- 土地國有に關する諸說概評……………法學博士 田島 錦治
 フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎
 日銀物價指數の研究……………法學士 汐見 三郎
 御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

時 論

- 物價と租税の不公平……………法學博士 神戸 正雄

說 苑

- 朝鮮の雜種農業……………法學博士 河田 嗣郎
 貨幣の對内及び對外價值の變
 動と貿易並びに爲替との關係……………經濟學士 谷口 吉彦

雜 錄

- 統計的研究に於ける選擇意思……………經濟學士 岡崎 文規
 海運同盟の研究に關する參考資料に就いて……………法學士 小島昌太郎

經濟論叢

第二十卷 第四號

(通卷第百拾八號)

大正十四年四月發行

論叢

土地國有に關する諸說概評

(一)

田島錦治

第一節 緒 說

普天の下、率土の濱、王土に非ざるはなく、王臣に非ざるはなし。是れ支那古詩に見はるゝ所の理想にして、此理想を上古より今日に至る迄最も善く實現するは、世界萬國中獨り我國あるのみ。固より時に汚隆あり世に治亂あるは金甌無缺の我帝國と雖も亦免かれざる所なるが故に、權臣或は私に臣隸を置き、豪族或は叨りに莊園を領したること亦我史乘に屢々見ゆる所なり。故に之を前にしては大化の改革あり、之を後にしては明治の王政復古あり。前後二千數百歳我國土地

制度の變遷は恰も江河の屢々其流域及び深淺を變じたるが如きものありと雖も、而かも王土に非ざるなしとの理想の流れは常に臣民の心裡に浸潤して未だ曾て涸渴したること無かりしなり。

明治維新後に於て、泰西の法制を參酌採用し、臣民に土地の所有相續及び賣買讓渡の權利を認許したるが故に、一見古來の理想は事實上消滅したるが如しと雖も、實は然らず。帝國の土地は依然として王土なり、其上に生息する億兆を併せて萬世一系の天皇の統治したまふ所なるは、帝國憲法の明かに規定する所なり。帝國の土地は即ち王土なり。他語を以て言へば天皇即ち國家主權に屬する領土なり。此領土は現時に於ては皇室の御料地御料林、各省に屬する官有地、國有林野、公有及び社寺有林野、民有有租地、民有年租地、民有免租地の數種に分たる。國勢院が大正十年十月に刊行したる「戰前戰後に於ける國富統計」に據れば、前掲各種の土地は、御料地及び各省に屬する官有地を除き、左記の如き面積及び價額を有すと計算せられたり（大正八年即ち一九一九年の統計）。

土地種別	反	別	價
國有林野	七、九八八、六四四・〇 ^町		一〇七、七七五、二八二 ^圓
公有及社寺有林野	三、六四九、八六二・四		四〇、二一一、六九〇
民有有租地	一四、八三九、四二六・二		一三、一八五、六七九、二〇八
民有年租地	三二五、〇六七・七		五〇、一二〇、〇四三

民有免租地

六三三、八八八・六

四一一、三九四、〇五五

此統計に據れば我帝國内地の領土の最要部分を占むるものは民有地特に民有租地なるを見る。民有租地を更に細別すれば、田、畑、宅地、塩田、山林、原野及牧場、鑛泉地沼及雜種地の七目となり、其反別及び價額は同じく國勢院の調査に據れば左の如し。

民有租地種目	反	別	價	額
田	二、八六九、一九二・四	町	四、七五三、三七三、〇六五	町
畑	二、三九六、九〇二・五		二、〇〇八、七六〇、二二三	
宅地	三八五、八八四・五		六、二九四、七四四、〇八九	
鹽田	六、一一二・三		一一、四五六、五一八	
山林	七、八二七、九八七・〇		一〇五、三三四、七八〇	
原野及牧場	一、三二七、七二八・七		八、三四九、五九七	
鑛泉地池沼及雜種地	二五、六〇八・八		三、六六〇、九三六	
計	一四、八三九、四二六・二		一三、一八五、六七九、二〇八	

(備考、前掲田、畑、宅地、及塩田の價額は大藏省主税局年報所載の各府縣中等地の一反歩の賣買價額を單價とし、之を其の總反別に乘じて算出したるものにして、大約土地臺帳面地價の七倍に當る。山林、原野及牧場、鑛泉地池沼及雜種地の賣買價額は之を知ること能はざるを以て山林は地價の四倍を、其他は地價の三倍を單價とし、各其の總反別に乘じて算出したるものなり。序に一言す、前々掲の國有林野並に公有及社寺有林野の價額は、森林は地價の四倍、原野は地價の三倍を以て其價額と爲したる旨を國勢院の國富統計は附記せり)。

前掲國勢院の國富統計に掲げたる土地の反別は大藏省主計局の統計年報書と少しく符合せざる所あり。即ち同局第四十八回統計年報書(大正十年末刊行)に據れば民有有租地の反別は、大正八年末に於て一千五百十八萬三千八百十二町七反五畝に達し、大正十年末に於て一千五百六十一萬四千七百十四町七反二畝に増加したり。今更に主稅局の年報に依り、此千五百六十萬町の民有有租地が如何に分配せられ所有せらるゝかを見るに、其筆數は一億三千三百二十五萬五千四百二にして、納租人員は一千六十四萬五千九百四十一人に達し、而かも其數は年々増加しつゝあり。即ち大正六年末に於ては一千四萬五千五百五十四人なりしに、其後五年間に六十萬人を増加し、稅額は同年期間に於て七千參百四拾八萬四千圓より七千四百十四萬貳千圓に増加したり。又同年報に據れば地租納者の人口に對する百分比例及び、地租の額に由りて區別せる五等級の人員の百分比例は、左表の如し。

年 度	人口百に付 納税人員	百分 比例				
		五拾圓以上 上納稅者	拾圓以上	五圓以上	壹圓以上	壹圓未滿
大正 六年	一八・四五	二・一六	一四・五三	一一・四二	三一・四〇	四〇・四九
大正 七年	一八・一五	二・一三	一四・三八	一一・三五	三一・三九	四〇・七五
大正 八年	一八・一三	二・〇九	一四・二三	一一・三二	三一・四三	四〇・九三
大正 九年	一八・五四	二・〇五	一四・一三	一一・二九	三一・四三	四一・一〇

大正十年	一八・五四	二〇・三	一四・〇一	一一・二五	三一・四三	四一・二八
大正十一年	一八・七六	二〇・〇	一三・九〇	一一・二六	三一・四九	四一・三五

是等の統計に據れば我國の民有地が如何に多數人又は家族の手に分散せられ所有せらるゝかは蓋し推測するに難からざるなり。且我國に大地主は至て少くして中地主多く、特に小地主の最も多きは、實に注意すべき事なり。

仁徳天皇は民の富めるは即ち朕の富めるなりと曰ひ給へり。換言すれば民の所有するは即ち天皇の所有せるなり。民有地は即ち王土なり。我國内地の人口は大正九年十月一日の國勢調査に依れば五千五百九十六萬三千人にして世帯數は一千一百二十二萬二千なり。故に若し同年度の地租納者數一千四十二萬九千九百人を以て世帯數と對照せば、世帯の大多數は土地の所有者なるを略ぼ推想し得べきなり。且夫れ我國世帯の最要部を占むるは農家なり、今第三十九次農商務統計表（第一編、大正十一年刊）に依れば、我國内地の農家戸數は大正九年末に於ては五百四十八萬四千餘戸にして、前掲全國世帯數の殆んど半を占め、其内自作戸數は百六十八萬二千六百戸、自作兼小作の戸數は二百二十四萬四千餘、小作戸數は百五十五萬四千六百餘戸なるが故に自作及び自作兼小作の兩者を合算すれば三百九十二萬六千七百戸の多きに達し、前掲全國世帯數の三割五歩に當り、農家戸數全體の七割一歩六厘に當るを見る。而して此等は勿論土地の所有者なり。

今更に耕地所有者の戸數を耕地の廣狹に由りて七等に分ちたるもの、百分比を擧ぐれば左表の如し。

年 度	等 級						
	五 段 未 滿	五 段 以 上 一 町 未 滿	一 町 以 上 三 町 未 滿	三 町 以 上 五 町 未 滿	五 町 以 上 十 町 未 滿	十 町 以 上 五 十 町 未 滿	五 十 町 以 上
大正元年	四七・七八	二五・三六	一七・九五	五・四五	二・五六	〇・八四	〇・〇六
大正五年	四八・六二	二四・五三	一八・二一	五・二四	二・四八	〇・八五	〇・〇七
大正九年	四九・三一	二四・二九	一八・一五	四・六八	二・五一	〇・九七	〇・〇九
大正十年	四九・三七	二四・二〇	一八・一三	四・七一	二・五一	〇・九九	〇・〇九
大正十一年	四九・〇五	二四・二五	一八・〇六	四・六五	二・九〇	一・〇〇	〇・〇九

上掲の諸統計に據れば、我國内地に於ける經濟的に利用し得べき土地の大部分は人民の私有に屬し、而かも此等の民有地は全國戸數の大部分に由りて分割せられ所有せらるゝを知る。固より年に由り、又は地方に由りて仔細に調査すれば、土地の兼併は多少行はると雖も、彼の社會主義者又は土地國有論者の或者が盲目的獨斷的に叫ぶが如く激甚顯著なるものに非ざるは上掲各種の統計に徴するも亦明かなり。

夫れ社會主義者の常套語は輒近資本主義の産業組織が産業の集中及び富の集中を促進し、貧富

兩階級の對立及び争闘を激成し、竟に社會の大破裂を來すべしと謂ふに在り。此前提及び推論の結果として、彼等の或者は有らゆる財産の私有を撤廢せんとする完全共產主義を主張し、或者は土地及び資本の如き生産方便の私有を廢して、衣食住の如き享受方便の私有を存續し、有らゆる生産事業を社會の公營と爲さんと欲する部分的共產主義若しくは完全集産主義 (total collectivism) を鼓吹し、又或者は生産方便の中、單に土地のみを國有と爲し、之が私有を廢し、土地利用者をして總て國家に隸屬する所の借地人たらしめ、土地より生ずる純収入は舉げて之を國家に上納せしめんと欲する所の土地國有論若しくは部分的集産主義 (partial collectivism) を唱ふるあり。而して是等三主義の中間に、又は之に接近する幾多の主義主張ありて、輓近文明諸國、特に西歐に於ける思想界は實に紛糾混亂の狀を呈したり。

我國の學者政治家又は社會的運動家は往々我國固有の歴史及び實況に就て精査深慮すること無く、彼の西歐に於てすら有識の士の既に以て誤謬なりと判定せる學說に惑溺して、之を演壇又は文書に論述し、又は彼等の既に以て實行不可能又は有害無益なりと論斷せる政策を妄信して、之を直ちに我國に實行せんと企圖する者あり。「マルクス」「クロボトキン」等の學說を宣傳する輩は前者の例にして、「ヘンリー・ジョージ」「コラン」「シェフレ」等の計畫を歓迎する徒は後者の例なり。

余は從來本誌に於て屢々社會主義特に「マルクス」派完全集産主義の學說上の誤謬及び實行上の困難及び弊害に就て論述する所あり。最近に於ては此第一月の誌上「産業の集中に就ての「マルクス」の謬想」の題下に縷述する所あり。而して今や本誌誌上に於ては「部分的集産主義」に屬する「土地國有論」又は之に接近する數人の學說又は企圖に就て、其概要を述べ、併せて短評を下して、聊か經濟學理の研究に資し、及び社會政策の參考資料の一端に供せんと欲す。

第二節 土地國有論の首唱者概評

歐洲に於ける土地國有論の先驅は蓋し英國に在り。第十七世紀に於て Locke は其著 *On civil Government* に於て神は人間に土地を平等に賦與したるを説きたり。第十八世紀に於て私有地取り上げの議論を爲す者漸く多く、千七百七十五年 New Castle 市の「哲學協會」の會議に於て同會創立者の一人なる Thomas Spence は土地の私有は之を各小教區 (parishes) に返還すべしを提議し、氏は之が爲に罪を獲て倫敦に亡命するの餘儀なきに至れり。氏は倫敦に於て猶ほ其主義の宣傳を怠らざりしも、大なる効果を見るを得ざりき。千七百八十一年に於ては Scotland の Aberdeen 大學の教授 W. Ogilvie は「土地所有權論」と題する匿名書を著はし、土地の價値にして所有者の改良の勞力に由らずして發生せる部分は、總て之を租税に由りて沒收すべしと論じ、而し

て此説は哲學者 Reid の稱賛する所となりたり。蓋し此説は後世 J. S. Mill 及び Henry George 等の説の先驅を爲せるものと謂ふべし。其後千七百九十七年に Thomas Paine は其著 *Agrarian justice opposed to agrarian law and agrarian monopoly* (London, 1797) に於て同様の説を公にし、而して第十九世紀に於ては Patrick Edward Dove が千八百五十年に著せせる *The theory of human progression and natural probability of a reign of justice* 及び其翌年 Herbert Spencer が著せせる *Social statics* も亦同様の理想を含むものなり。

蓋し英國に於て土地の國有若くは其社會的共有を以て自然法 (natural law) なりとする考が、他の歐洲諸國より早く且廣く行はれたるは、同國が他の諸國より大地主多く且之に伴ふ弊害大なりしに起因するもの、如し。而して Ricardo が千八百十七年其著 *On the principle of political economy and taxation* に於て公にしたる有名なる地代説は、氏が豫想せざりし推論及び結論を後世の學者の腦裡に惹起したるものなり。「リカルド」は地代 (economic rent) の原因を以て土地の原始的不滅的の力の差等に歸し、以爲へらく土地の生産力又は地位に差等あり、且何れの土地にも收穫遞減法則は早晩行はるゝものなるが故に、人口の増加に伴ふ食物需要の増加及び其價格の騰貴は、耕作限界 (margin of cultivation) を低下すべく、換言すれば耕作は益々生産力又は地位の劣悪なる土地に向て施さるべく、是に於て耕作限界以内の土地は益々其地代を高むべしと。此

「リカルド」の考は唯經濟上自然の理法が斯の如くに進行すべしと説きたる迄にて、氏は元來土地及び資本の所有を當然と認むるが故に、其地代説は毫も地主を咎むる意思なかりしは、氏が資本主を責むる意思なかりしと同様なり。然るに氏の説一度出づるや地代を以て一の不勞増富 (unearned increment) と爲し、其一部又は全部を國又は社會に取り上げべしとの説を生みたり。

「リカルド」の友人にして J. S. Mill の父たる James Mill は其千八百二十一年の著書 *Elements of political economy* (ch. IV. sec. 5) に於て、國は常に現實の地代を適法的に取り上げ得べきのみならず、未來に増加する地代をも取り上げて以て國費に充つるを得べきものなりと論じたり。佛國の社會主義者 Saint-Simon 及び其門弟も亦同様の意見を發表したり。故に「サン・シモン」の影響を受けたりと稱せらるゝ「ジョン・スチュワート・ミル」が亦同様の考を把持したるは奇とするに足らぬ (J. S. Mill, *Principles* Bk. V. ch. 2. sec. 5)。[○] 氏が千八百七十年に創立したる the Land tenure Reform Association の宣言及び之に附屬する講話及び説明に依れば、氏の意見は次の三要綱より成るを知る。

第一 國家の取り上げ得るは此改革法律が公布せられたる後に發生する土地の未來的地代に止まり、地主は現在の地代に向ての既得權を保持するを得。

第二 此改革法律を實施するに就ては、先づ全國の土地の價格を査定し、次に一定の年期を逐

ひ、地價を構成すべき各基礎に據り、其全體に於て土地價格の増加は幾何なりしかを決定す。

第三 地主をして新稅の取り上げに由り損害を蒙りたるかの念を起さざらしむる爲に、國家は地主をして次の二方法の一を選ぶを得せしむ。(1) 地主は新稅即ち土地價格の新なる増加に基き増加したる地代の納附を爲すか、(2) 又は改革法律公布の時に、若し彼が賣りしならば得べかりし土地の市價(即ち國が査定したる價格)を以て國に買上げを請求するを得。

是に由て觀れば「スチュワート・ミル」の意見は土地の國有を直ちに斷行せんと欲するものに非ずして、寧ろ之には反對なり。蓋し氏は國又は地方團體が有らゆる土地を所有するに就ての行政上の效果を是認せず、且氏は土地國有を直ちに斷行する場合に當然地主に附與すべき莫大なる賠償金を、土地より得べき收入に由りて全部銷却する爲には非常に長き年期を要することを恐れたるなり。

米國人「ヘンリー・ジョージ」が千八百七十一年に著はしたる「進歩及び貧窮」(*Progress and poverty*)に於て發表せる意見は「ミル」よりは急激にして且樂天的なりと雖も、「リカルドー」の地代説に根據するは略ぼ同一にして、地主の收得する地代を以て不勞増富と思考するなり。英國著名の博物學者「ウォレス」(*Wallace*)が千八百八十二年に著はせる「土地國有論」は亦一種の特色を帶ぶ。其他白耳義の男爵「コラン」(*Colins*) 佛蘭西の「ユーク」(*Huet*) 獨逸の「チャマン」(*Gossen*) 瑞西

の「ワルラ」(Wallas 元は佛人)の諸説の如きも、余は其皆參照すべき價值あるを信するを以て別に節を設けて逐次説述する所あるべし。

第二節 「コラン」男の説

元來社會主義(Socialism)なる語は、或は最も廣義に解し、例へば「プルドン」(Proudhon)が千八百四十八年六月の佛國巴里の大叛亂の後、法廷に召喚せられ訊問を受けたる時、裁判長が汝は社會主義者かとの問に對して、勿論と答へ、更に社會主義とは何ぞやの問に對しては、社會改良を目的とする有らゆる希望なりと答へたれば、裁判長は然らば我々は皆社會主義者なりといひ、

「プルドン」は其通りと結びたる逸話あり。此社會主義は餘り廣漠に失す。「ラウレー」氏は社會主義を以て次の二性質を含むものと爲せり。第一現時の社會狀態をして一層平等ならしめんことを欲す。第二此改革を法律又は國家の力に由りて成就せんことを欲す (Emile de Laveleye, *Le*

Socialisme contemporain, 1^{re} éd. Paris, 1902. introduction, p. XI—XII)。「ルナン・ネーリナー」氏は

社會主義を定義して「諸生産者間又は諸生産者及び諸消費者間の關係に就ての國家干渉の或る諸方法を指示する所の通稱なり」(Leroy-Beaulieu, *Le collectivisme*, 5^e éd. 1909. p. 6)。此他社會主義の定義及び範圍は學者に由りて多く説を異にするが故に、今一々茲に掲載せずと雖も、

社會主義なる語より明瞭なる意味を有するは共產主義 (communism) 及び集産主義 (collectivism) の二語なり。余の既に第一節の終りの部分に述べたる如く、共產主義に完全なるものと部分的なるものとあり、完全なる共產主義とは生産方便と享受方便とを問はず、有らゆる財貨を國又は社會の共有と爲さんと欲するものなり。部分的共產主義は享受方便の私有を認めて、生産方便の全部又は一部を國又は社會の公有と爲さんと欲する主義にして、佛國の學者が集産主義 (collectivisme) の名稱を下したるもの即ち是なり。「シェフェー」(Schaeffé) 氏が其著 *Quintessenz des Sozialismus* (I. Aufl. 1874) に於て描寫したる「マルクス」派社會主義の計畫は土地及び資本即ち生産方便の總てを社會の公有に歸せしめんと欲する主義にして、「ルロワ・ボーリュー」氏の呼んで完全集産主義 (le collectivisme total) と爲す所のものなり。之に對して今余が本節に述べんと欲する「コラン」男の社會主義は單に土地の國有を企圖するものなるが故に、謂ゆる部分的集産主義 (le collectivisme partiel) なり。其他本論文に叙述する土地國有論者は大抵之に屬す。

「コラン」男 (Jean-Guillaume-César-Alexandre-Hippolyte, baron de Colins) は千七百八十三年十二月二十四日白耳義「ブルニッセル」市に生れ、騎士「コラン・ド・ナム」(chevalier Colins de Nam) の子なり。男の家系は Charles le Ténéraire より出で、恰も「サン・シモン」が Charlemagne 即ち「カール」大帝より出でたると雙幅對を成す。男は七八歳の頃迄は母の膝下に在りて教育を受け、

後父の老友古ジューイト宗の牧師に就きて學びたりしが、壯年に至り志願兵として佛蘭西軍隊に屬し、英國を襲撃して屢々軍功を顯はしたり。千八百十九年に La Havane に定住して醫業と爲したり。千八百三十年の佛國革命後に同國に行きて「ボナパルト」家推戴の陰謀に左袒したりしが、千八百三十三年に至りて再び學問の研究に身を委ね、巴里に於ける總ての學科の講義を聽き、千八百三十五年即ち五十二歳の時に *Le Pact social* (社會契約) と題する處女作を著はしたるが、此書既に集産主義を表明せり。中に次の語あり“La propriété immobilière appartient à tous” (不動産は總ての人に屬す)。千八百四十八年に「コラン」は六月の叛亂に與みたりとの嫌疑を受けたりしが、釋放せられたり。氏は千八百五十九年十一月十二日巴里に於て病歿したり。年を享くる七十六、遺す所の大小著作甚だ多し。其重要なるものを擧ぐれば次の如し。

Le Pacte social, 2 vol. in-8°, 1835.

L'économie politique source des révolutions et des utopies prétendues sociales, 3 vol. in-12, 1856
—1857.

Qu'est-ce que la science sociale ? 4 vol. in-8°, 1851—1854.

La Société nouvelle, sa nécessité, 2 vol. in-8°, 1857.

La Souveraineté, 2 vol. in-8°, 1857—1858.

La Science sociale, 5 vol. in-8°, 1857.

La Justice dans la science, hors l'Église et hors la Révolutions, 3 vol. in-8°. 1861.

此等の諸書を一々涉獵するは固より容易に非ず、幸にも男と同國の學者「ラヴレー」氏が其著 *Le Socialisme contemporain* (前出、二八六頁乃至二九六頁參照) に述ぶる所簡にして要を獲るを以て、今重に此書に據りて「コラン」男の集産主義を説明せんと欲す。

「コラン」及び其門弟 (Potter, Hugentobler, Borda 等) は「ラヴレー」氏の評に従へば心靈論者たると同時に無神論者 (spiritualistes et athées) なり。彼等は吾人の心靈の不滅を認め、而かも其不滅の心靈を命名して感受性 (Sensibilité) と呼ぶを見ても、其哲學研究の未だ甚だ深からざるを思はしむ。彼等は神を否認し、從て吾人の理智的秩序 (ordre rationnel) の遂行が吾人以外の一の理想及び一の道理 (un idéal et une raison) を假定することを思考せざれども、道德、正義、及び法律上の平等の諸觀念が唯人の個性 (la personnalité humaine) の永久存続の下にのみ基礎を有することを主張したり。斯くして彼等は自から其主義を名けて理智的社會主義 (le socialisme rationnel) と呼びたり。

彼等は曰く、總ての人は平等なり、一の感受性を結合して一の組織 (organisme) を成すものなり。總ての人は兄弟なり、皆同一の本原を有するものなり。萬物中、唯人のみが其行爲に對して

責を負ふべきものなり、何となれば人は良心あり智識あり自由なる主體 (cause consciente, intelligence, libre) なればなり。物質的秩序 (l'ordre physique) 即ち其處には總てが宿命的なるに反對して一の道德的秩序 (ordre moral) なるもの存在す、これは正義の秩序にして且自由の秩序なり。

人は責任を負ふべきものなるが故に、各行爲は其規則又は行爲を爲せる者の良心に適合せると否とに應じて必ず報われ又は罰せらるべし。而して此應報の必至的なるや、若し現生に於てせざれば必ず後生に於て起るべきものなり。抗爭す可からざる總ての推理 (raisonnements) の集合は無我的道理 (a raison impersonnel) を構成す。此無我的道理は人の行爲の規則を定むるものとして考へらるゝ時には、主權 (souveraineté) の名稱を取るものなり。

「コラン」の説に依れば、上述の感受性の非物質性より人と物質との關係に關する他の諸結果を生ず、是れ即ち社會經濟なり。

又曰く、人のみは勞働す。人のみが適當に能働者 (agent) と名けられ得べきものなり。物質は人が生産の目的を以て其上に働く所の受働體 (le patient) なり。

始めには唯人と地球とのみが存在し、地球の上には人は漸く發達したり。一方に人の勞働あれは、他方に土地又は全然原始的なる物質ありたり、而かも此物質なければ總ての勞働は不可能なるべきなり。然るに是等二つの生産要素が協同したるより早くも特種の物が生れたり。此物たる

や恰も勞働が其中に自から集積したるが如きものにして、且移動的にして、地球より解脫し得べきものなり。是れ即ち資本なり。資本は生産を助くるものなり。即ち勞働の要具なり。然れども資本を使用する爲には先づ一の物質ありて其上に之を當嵌むることを必要缺く可らずとす。勞働は原始的物質即ち土地がそれに從屬する場合は自由なれども、然らざる場合は奴隸的なり。何となれば後場合に於ては人は土地所有者の許可を得ざれば其活動を爲すこと能はざればなり。故に總ての社會成員をして一樣に國民的土地の所有者たるを得せしむる爲には、土地が集産的に所有せらるゝを要す。土地が集産的所有となる爲には左の二條件を必要とす。

(1) 土地がそれを使用せんと欲する人の管理に歸すること。

(2) 借地人が社會(又は國家)に上納する所の地代は社會の公益に向ての費用に充てらるべきこと。

凡そ所有制度に二種あり。一は現行制度にして、土地が諸の個人又は個人の或る諸の階級に割讓せられ居り、而して勞働は奴隸的なり。二は未來制度にして、土地は集産的となる可く、而して勞働は自由なり。前者を捨て、後者を取るは即ち「コラン」及び其徒弟の主張なり。

以上は富の生産に就ての説明なるが、以下分配に就ての「コラン」の意見を述べべし。

前述の如く土地が之を利用せんと欲する總ての人に接近し得る必然の結果として、勞働が自由

となる場合には、各人は他人に雇はるゝを要せずして生活するを得。而して彼が他人の爲に雇はるゝは唯彼が自から其土地を利用するに由りて得べき収入より大なる勞賃を他人が彼に提供する場合にはのみ限らるべし。此状態を經濟的言辭を以て表はせば、「勞賃は事情の許す最大額に上る」と云ふべく、而して此状態の下に於ては富の分配は次の如く行はる。生産物の最大部分は勞働に屬し、最小部分は資本に歸す。

之に反して勞働が奴隸的なる場合には諸勞働者は餓死を免かれんが爲に互に争ふて土地及び資本を所有する人々に就き彼等の腕を提供せざるを得ず。故に勞賃は辛ふじて其生命を支へ後嗣を養ふに必要な丈に減少すべく、而して若し富の所有者が勞働を需要せざれば、失職せる勞働者は唯死亡を待つの一途あるのみ。故に勞賃は事情の命する最小額に下り、而して富の分配は其大部分は地主及び資本主に歸し、最小部分は勞働者に歸すことゝなるべし。

故に勞働が自由なるときは各人の富は彼の忍びたる勞苦に比例して増加し、之に反して勞働が奴隸的なるときは各人の富は彼が集めたる資本に比例して自から増加す。而して前述の如く勞働の自由なると否とは土地の所有が集産的なると個人的なるとに由るが故に、次に結論に到達すべし。土地が個人的に所有せらるゝときは、社會に於ける智識の進歩に比例して貧者は益々貧しく富者は益々富むべし。土地が集産的に所有せらるゝときは、各人の活動に比例し及び文明の進歩

に應じて總ての人の富が増大すべし。

「コラン」は社會の歴史に就て獨創の説を出し、門人 M. I. de Potter 之を其著 *Dictionnaire raisonné* に再掲したり。其大要左の如し。

始めには粗野なる力に由る主權が專制す。家族の父は命令し、種族の最強者は指揮す。而るに人の集團稍大となるや、一の時に力を有ちたる者必ずしも常に最強者たるを得ざるが故に、此種類の主權は唯僅の間だ存續し得るに過ぎず。仍て主人たる地位を保つ爲に、「ルッソー」(Rousseau)の言へる如く、彼は力を法に、服従を義務に變化す。此目的に向て彼は次の事項を斷定す。曰く人に似て而かも全能なる謂ゆる神は存在す。曰く神は諸行爲の規則を啓示し、彼を命じて立法者と爲し、神の啓示の的確なる解釋者と爲したり。曰く神は各人に不死の靈魂を賦與したり。曰く人は此神の啓示せる規則に遵ふと否とに従ひ、其未來の生活に於て或は賞せられ或は罰せらるべし。

然れども斯の如き教理の斷定のみを以て立法者は充分ならずと爲して、更に此教理の研究を妨ぐるの要ありとなせり。其慣用手段は他なし、人民の無識を維持し、其思想を抑制するに在り。市政的主權若くは神法は斯くして成り、貴族政治の社會は封建的となりたり。是れ即ち「コラン」等理智的社會主義者の名けて「社會的無智の及び研究抑制の時代」(Periode d'ignorance sociale)

ciale et de compressibilité de l'examen) といふ所のものなり。

爾來多少の歲月を經るに従ひ、人智は進み諸の發見は爲に興り、人民間の交通は開けたる等よりして、研究の抑制は少くとも一時不可能となりたり。是時に當り謂ゆる神人一體の社會的根據は討論せられ、其權威は失墜し、主權は變形し、其神政的假面を剝がれて、謂ゆる人民多數の力に由る主權たるに過ぎざるに至れり。斯くして社會は貴族的 (aristocratique) より平民的 (bourgeoise) を爲り、謂ゆる無智の及び研究抑制不可能の時代 (Periode d'ignorance et d'incompressibilité de l'examen) に入りたり。

今や社會は非常に紛亂して秩序は益々破壞したり。嘗て民衆の服従を確保したる諸原則は其勢力を失ひ、總ての事は討議せられ疑問せられ、斯くして後生の制裁、及び人に似たる神の個性 (la personnalité du Dieu anthropomorphe) は否定せられ、靈魂不滅も亦否定せられ、其他一々枚擧するに遑あらず。斯くして此時代に於ける自由研究の結果は竟に物質主義 (matérialisme) の肯定となり、個人的利益の欲求は遙かに秩序及び忠誠の思想を凌駕し、絶えず増殖する民衆をして滔々として之に向はしむるを致せり。「コラン」の謂ゆる社會的無智及び人智の發達に比例して生長する不道德の時代 (Periode d'ignorance sociale, l'immoralité croît proportionnellement aux développements de l'intelligence) は斯くして生じたり。

之と同時に貧困は同じ比例に増加して平民的社會狀態 (la forme sociale bourgeoise) は繼續するを得ざるごとくなり、平民主權制度 (le régime Bourgeoise) は間もなく種々の形態に於て破壊し、神法の主權は復興し、而して是亦新なる革命に由りて倒れて再び平民階級の勝利を見るに至る。斯の如く社會は其初期より繰返す所の矛盾論法 (cercle vicieux) を終に脱却し得るは何れの日に在りや。曰く唯發明、出版の進歩、及び其等の結果たる抑制すべからざる一般的研究等に由りて神法の政體の恢復は到底不可能となりたる時に在る而已。此時に際し人類は無政府 (l'anarchie) の下に倒るゝか、然らざれば正式に認識せられ證明せられたる理智 (la raison) に適合する所の社會を組織するかの一途其一出でざるべからず。此第二の途に於て人類は其歴史的發達の最後の時代、即ち人類が此世界の上に在らん限り永續すべき、謂ゆる認識の時代 (la Periode de connaissance) に入るものと謂ふべきなり。

「コラン」は次の三種の制度を掲ぐ

- (1) 神法制度 (le régime theocratique) これは「コラン」の獨裁政治に由る秩序と爲す所のものなり。
 - (2) 民主制度 (le régime démocratique) これは無政府主義を生む所の自由なり。
 - (3) 理智制度 (le régime rationnel ou logocratique) これは秩序と自由とを同時に與ふ所のものなり。
- 此理智制度は「コラン」の以て未來且最終の社會組織と思考する所のものにして、之に就き「コ

ラン」の描寫する所は次の如し。

總ての人は法律上平等なるが故に皆社會上平等なる勞働條件の下に置かる可し。人は自由なり、彼の勞働亦自由なる可し。故に物質(matière)は智識(intelligence)に從屬す可く、勞働は土地及び資本を有すべく、斯くして勞賃は其得能ふ最大額に上るべきなり。

總ての人は同一の祖先より出でたる故に兄弟なり。されば若し彼等が其生存を維持するに不適當なるときは社會は爲めに配慮すべし。智識界に於ては認識(Connaissances)の社會的分配あるべく、物質界に於ては地球の及び前世に獲得せられ資本として傳はれる富の大部分の社會的專有あるべし。

社會は公費を以て總ての少年に對して完全なる理論及び應用の教育を施こし、彼等をして自然科學に由りて如何にすれば物質を最も善く利用するを得るかを知らしめ、形而上學に由りて如何に彼等は其同胞に對して動作すべきかを知らしむべし。

丁年に達して公立學校を出でたる若き人々は幾何かの年月の間國家の勞務に服して實際生活に入るの豫習の如き事を爲し、併せて彼等が少年の間受けたる國家の保護訓育の恩に報ゆべし。

成年者が愈々社會へ現員として入る時には各人は國家の收入の剩餘の中より一定額の持分(top)を受く。此場合に彼れ勞働者の前に三つの途は開かるべし。(1)彼は單獨にて働くを得べし。

(2) 彼は他人と組合ひて共同に生産するを得べし。(3) 若し彼は自^ミから危険を冒して企業を爲すを欲せざれば彼は彼は企業を親ら爲す所の他の労働者の雇人となりて其働くべし。

前記二種の人々に對しては國家は其要する所の土地又は資本を提供す。その爲に土地は地方の狀況人民の需要及び農業上の便宜に従ひて大小不同の田畑に區分せらるべし。此等田畑は耕作に必要する材料と共に最高地代の申込者に貸與せらるべく、而して借地人は之を他人に又貸するを得ず。國家は同じく資本をも貸與し、斯くして個人的資本主をして法定利率より高率を取ることを自然に不可能とならしむ。

「コラン」は更に二種の方法を案出したり。第一種の方法は労働の勢力をして確かに資本の勢力に勝たしめんとするものにして、換言すれば勞賃を成る可く高く爲し得る方法なり。例へば(1)借金⁽¹⁾は借主の生存間に年賦償還を爲さしむること、爲し、之に由りて利子の永續を絶滅すること。

(2) 資本の組合を禁止して労働の組合は之を合法となすこと等なり。第二種の方法は各人の能率を最高度に進めんとするものなり。例へば(1)相續權を直系に制限すること及び遺言權の檢證。(2) 遺言に由る相續財産に向ての課税、及び直系の相續の外の無遺言相續財産は國の所有に歸すること等是なり。社會が此等の方法を悉く行ふときは、謂ゆる自由平等及び博愛の三理想は實現し、個人的資本が労働を剝奪すること全然不可能となるべし。

「コラン」派は以爲らく、此社會組織の下に於ては智識と財産との間に調和あり。總ての人は土地の中の讓渡すべからざる彼等の部分の所有者なり。總ての人は少くとも必要なる火を有し、閑暇を有し、又彼等の現世の享樂に必要な智識的並びに物質的方便物を有すべし。此社會は理智上抗爭す可からざる主義の上に建てらるゝものなるが故に決して自由研究に由りて顛覆され得べきものに非ず。此社會は理智に合致し、各人に其技倆に應じて得べき最大幸福を保證するものなるが故に、若し此社會に不幸福なる人あらば、是れ唯其人の過失に由るのみ。嗚呼誰か斯の如く何人をも害せずして總ての人に満足を與ふる社會を顛覆せんと企つるもの有るべきや。

以上數頁に亘りて述べたる所は「コラン」の謂ゆる理智的社會主義の大意なり。余は本論文の終節に於て「コラン」其他土地國有論の總評を下さんと欲すれども、今茲に余の適切と信する「ラズレー」氏の評語を假りて讀者の参考に資せんと欲す。

「コラン」の集産主義は其門人の解説に由りて詳明せる所ろ少なからずと雖も、尙ほ最も重要な諸點に於て明瞭を缺くものあり。彼等は土地及び一部分の資本を以て集産的主體 (la collectivité) に屬すと爲せども、如何なる資本は集産的なりや、又何が集産主體なりや、地方團體乎、國乎、將た人類乎は未だ明白ならず。彼等は農作地の賃貸期限を三十年と爲さんと欲せり。是れ亦可なり。然れども鑛山各種製造業及び鐵道等に就ては、彼等は如何なる制度に依らんと欲する

乎。彼等は成年に達したる人々に持分(資本)を與へて任意に其特別の利益に向て之を使用せしめんと欲す。然れども此等持分は蓋し貨幣を以て渡さるべく、而して此等は輕卒に消費せられて若き人々及び社會全體に損害を與ふる虞なき乎。之を要するに「コラン」の土地國有又は社會有の主義を徹底せしめんと欲せば結局有らゆる産業を國家干涉の下に置かんとする所の「ラッサール」氏の生産組合の制度に由るか、然らざれば「シュフェー」氏の描寫せる「マルクス」主義の企圖の如く有らゆる産業の社會公營の制度に由らざるを得ざるに至らん。嗚呼是れ淺瀨に泳がんとして遂に深淵に陥らんとするの類に非ずや。

若し夫れ「コラン」の社會の歴史に就ての説は頗る獨創的にして、且歐洲諸民族の如き弱肉強食の蠻習を重複し、叛亂革命の慘事を繰返す所に在りては略ぼ當れる判斷の如しと雖も、萬世一系の天皇を戴き、普天の下率土の漢、王土王臣に非ざるなきの理想を幾千年來實現する所の我帝國に對しては「コラン」の説亦竟に井に坐して天を窺ふの類たるを免かれざらんとす。(未完)